

「道路運送車両法施行規則」の一部改正について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において、自動車の構造・装置が保安基準に適合しているものでなければ運行の用に供することができないこととしており、同基準への適合性は、運行に先立って行う新規検査で確認することとしています。この際、自動車の構造・装置のうち制動装置等については自動車に組み込まれており、当該装置の構造や性能等を限られた時間等の中で確認することが困難なものとなっています。

このような状況の中、新規検査における自動車の適合性確認業務を確実かつ円滑に実施するため、初めて受検する新規検査の申請をする者は、同受検車両（道路運送車両法第 75 条第 1 項に基づき型式の指定を受けた自動車などを除く。）の構造・装置のうち制動装置等については、当該装置が保安基準に適合することを証する書面を提出することとして、「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正するとともに、新たに「道路運送車両法施行規則第 36 条第 12 項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）を発出することとしました。

これにより、適確かつ効率的に車両安全対策が推進されることが期待されます。

2. 改正概要

新規検査を受検する国土交通大臣が指定する自動車について、当該自動車に適用される基準のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出することとして、道路運送車両法施行規則第 36 条（新規検査の申請）に第 12 項を新設した。

これに伴い、国土交通大臣が指定する自動車は細目告示第 83 条の適用を受ける自動車であること、国土交通大臣が指定する基準は自動車検査独立行政法人の審査事務規程及び軽自動車検査協会の検査事務規程において書面の提示が必要なものとして定める基準であることとして、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 12 項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」を新設した。

3. スケジュール

公布：平成 19 年 6 月 29 日

施行：平成 19 年 6 月 29 日

国土交通大臣が指定する基準

保安基準の条項	自動車の装置
第8条第1項、第5項	原動機及び動力伝達装置
第11条第2項	かじ取り装置
第11条の2第3項	施錠装置等
第12条第1項	制動装置
第13条	牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置
第15条第1項、第2項	燃料装置
第17条第1項、第3項	燃料装置
第17条の2第2項	電気装置
第18条第2項、第3項、第4項、第5項	車枠及び車体
第18条の2第3項、第5項	巻込防止装置等
第20条第4項、第5項	乗車装置
第22条第3項、第4項	座席
第22条の3第1項、第2項、第3項	座席ベルト等
第22条の4	頭部後傾抑止装置等
第22条の5第2項、第3項	年少者用補助乗車装置
第25条第4項	乗降口
第29条第1項、第2項、第3項	窓ガラス
第32条第8項、第9項	前照灯等
第43条の5第2項	盗難発生警報装置
第45条第3項	窓ふき器等
第50条	旅客自動車運送事業用自動車